

新旧対照表

標津町アイヌ施策推進地域計画 令和 6 年 3 月 18 日認定		(下線部は変更部分)	
変更後		変更前	
アイヌ施策推進地域計画		アイヌ施策推進地域計画	
1 ～ 3 (略)		1 ～ 3 (略)	
4 アイヌ施策の推進に必要な事業に関する事項 4－1 ～ 3 (略)		4 アイヌ施策の推進に必要な事業に関する事項 4－1 ～ 3 (略)	
4－4 地域内及び地域間の交流並びに国際交流の促進に資する事業 ■標津生活館建替え事業 ・地域住民の寄り合いの場として利用されている標津生活館は、昭和 60 年建設で築 38 年経過により老朽化が進行している。 ・建替えによる利便性向上及びアイヌ文化教室等による利用促進を図る。 ■生活館利用環境改善事業 ・ <u>地区生活館への空調設備の整備や屋根修繕を行うことで、利用者の快適性を向上させ、地域のコミュニティ活動の活性化を促進する。</u> ■高齢者（エカシ・フチ）コミュニティ活動支援事業 ・標津アイヌ協会所属の高齢者を対象とした記憶の聞き取りを行うことで、アイヌ高齢者との交流及びグループ聞き取りによる高齢者同士の交流を促進する。 ・聞き取り調査は、経験豊富で標津町とアイヌへの調査実績を有する大学に依頼し、本町のアイヌ文化や歴史などの情報を記録に留め、文化伝承活動の基礎データとして活用する。		4－4 地域内及び地域間の交流並びに国際交流の促進に資する事業 ■標津生活館建替え事業 ・地域住民の寄り合いの場として利用されている標津生活館は、昭和 60 年建設で築 38 年経過により老朽化が進行している。 ・建替えによる利便性向上及びアイヌ文化教室等による利用促進を図る。 ■高齢者（エカシ・フチ）コミュニティ活動支援事業 ・標津アイヌ協会所属の高齢者を対象とした記憶の聞き取りを行うことで、アイヌ高齢者との交流及びグループ聞き取りによる高齢者同士の交流を促進する。 ・聞き取り調査は、経験豊富で標津町とアイヌへの調査実績を有する大学に依頼し、本町のアイヌ文化や歴史などの情報を記録に留め、文化伝承活動の基礎データとして活用する。	
5 (略)		5 (略)	
6 法第 1 5 条第 1 項の交付金を充てて行う事業の内容、期間及び事業費 (1) ～ (2) (略)		6 法第 1 5 条第 1 項の交付金を充てて行う事業の内容、期間及び事業費 (1) ～ (2) (略)	
(3) コミュニティ活動支援事業 事業内容：4－4 と同じ 事業期間：令和 6 年度～令和 1 1 年度（事業スケジュールを添付） 事業費 ： <u>1 4 2, 1 2 7 千円</u>		(3) コミュニティ活動支援事業 事業内容：4－4 と同じ 事業期間：令和 6 年度～令和 1 1 年度（事業スケジュールを添付） 事業費 ： <u>1 4 0, 7 3 0 千円</u>	
7 ～10 (略)		7 ～10 (略)	

アイヌ施策推進地域計画

1 計画の名称

標津町アイヌ施策推進地域計画

2 作成主体の名称

北海道標津町

3 計画の目標等

(1) 標津町におけるアイヌの歴史文化等

標津町の行政区域はかつてメナシと呼ばれ、江戸時代以前、当地に暮らしメナシアイヌは、サケを暮らしの支えとしながら国境とは無縁の交易を行い、経済力の高い社会を築いていた。地域の名称も「シベツ（大きな川のある所）」や「シペオツ（鮭が多くいる所）」という説のある標津（シベツ）をはじめ、伊茶仁（イチャニ）、茶志骨（チャシコツ）、忠類（チュウルイ）、古多糠（コタヌカ）、薫別（クンベツ）、崎無異（サキムイ）等アイヌ語由来の集落が多く現存する。

しかし、江戸時代中期に起きたクナシリメナシの戦い以後、蝦夷地の内国化政策重点地域とされたメナシアイヌの暮らしは、時代ごとに変遷した政策により翻弄され続けた。幕末に当地を治めた会津藩は、国境地域の安定には、アイヌと和人が共に開拓に臨む社会の実現が必要と考え、アイヌ文化と和人文の溝を埋める活動が推進された。

また、明治以降の当時の発展はサケ漁を中心とした水産業を軸に進められたため、元々サケ漁を行っていたメナシアイヌは漁業者の一翼を担う中で、他地域に先駆けて「和人文との融和」「日本人化」が進み、地域固有の伝統的アイヌ文化は急速に失われていった。

これらの歴史的経緯を通じ、1972年に社団法人北海道アイヌ協会標津支部（2014年より「標津アイヌ協会」）が設立され、現在、標津町のアイヌ系住民は、標津アイヌ協会の会員としては72名（2023.10月現在）いるものの、アイヌをルーツに持ちながらも自ら「アイヌ民族」を表明しない人々や自覚しない人々（サイレントアイヌ）が大勢を占めることとなった。

近年、アイヌ文化の価値が社会的に再評価されるようになったことを受け、2009年には地元アイヌ協会の主催によるアイヌの伝統的先祖供養儀式「標津イチャルパ」が始まった。またこうした地道な取り組みが功を奏し、2019年には、これまでアイヌをルーツに持ちながらも、それを表明していなかった町内在住の方から、アイヌ文化にまつわる装飾品を、文化財として寄贈を受けるなど、アイヌ文化に対する地域住民の意識に変化が起こりつつある。

しかし、アイヌ文化再興の取り組みである標津イチャルパは、祭祀の派遣から事前事後の作業を含め、運営の多くに他地域のアイヌ民族の支援を受けていたが、継続した支援が困難となり、2020年からは地域のアイヌによる供養祭を開催している。将来に向け、供養や文化再興の取組を持続可能なものとするために、供養の方法や文化再興の担い手育成を検討し、地域が自立的に取組を推進する仕組みづくりが必要である。

このことから、地域のアイヌ文化振興に向けては、地域の文化財に込められた歴史のストーリーを通じ、アイヌか否かを問わず、住民が地域のDNAとしてのアイヌ文化に愛着や誇り、ア

イデンティティーを感じる状態を生み出すことで、アイヌ、サイレントアイヌの人々が自らのルーツに誇りを持って生きられる社会を実現することが重要である。

※アイヌ関連団体（令和5年10月）

団 体 名	代表者	会員数	備 考
標津アイヌ協会	会長 小川悠治	72名	・昭和47年4月に社団法人北海道アイヌ協会標津支部として設立 ・平成26年4月より標津アイヌ協会となる

※アイヌの歴史文化等と関係が深い水産業団体

団 体 名	代表者	事業所数	備 考
標津漁業協同組合	代表理事組合長 平井敏雄	1	・昭和24年8月設立
標津さけ定置漁業 部会	会長 皆川秀美	28ヵ統	・秋サケ漁を営む漁業者団体 ・部会員のうちアイヌ協会会員は11名
漁船漁業部会	会長 平井敏雄	7漁船	・ホタテ漁を営む漁業者団体 ・部会員のうちアイヌ協会会員は42名

※アイヌ文化等関連施設

施 設 名	所 在 地	開設等年月
伊茶仁（イチャニ）生活館	標津町字伊茶仁38番地1	平成9年11月
茶志骨（チャシコツ）生活館	標津町字茶志骨36番地	昭和49年10月 ※令和6年1月建替
忠類（チュウルイ）生活館	標津町字忠類50番地	昭和50年11月
標津（シベツ）生活館	標津町南6条西2丁目1番地1	昭和60年12月
標津町ポー川史跡自然公園	標津町字伊茶仁2784番地	昭和55年9月
標津サーモン科学館	標津町北1条西6丁目1-1-1	平成3年9月

※その他、計画に係る施設

施 設 名	所 在 地	開設等年月
標津町保健福祉センター	標津町北1条西5丁目6番1-2号	平成9年7月

※各生活館

アイヌか否かを問わず地域住民の寄り合いの場、町の説明会等の行事に利用されている。

※標津町ポー川史跡自然公園

- ・ほぼ一万年前から当地で営まれてきた先人の生活を、歴史民俗資料館や出土品等の歴史的文化財、周辺遺跡により見学、体験できる。
- ・現状で、当町におけるアイヌ歴史文化に関するビジターセンターとしての機能を持つ。

※標津サーモン科学館

- ・指定管理者制度により特定非営利活動法人サーモンサイエンスミュージアムが管理運営を代行している。

- ・アイヌの時代から現代に至るまで、なくては当町を語ることはできない存在である「サケ」について、歴史文化との関りや生態などを学び、体感することのできる施設。
- ・水族館と博物館の機能を合わせ持ち、観光と教育、歴史文化伝承の役割を担う。

※標津町保健福祉センター

- ・病院、特別養護老人ホームに隣接している町の機関。
- ・施設内に65歳以上の町民が無料で利用可能な「ひまわり温泉」があり、高齢者の寄り合いの場として活用されている。

(2) 標津アイヌ施策推進地域計画の目標

アイヌの文化及び歴史の理解促進、産業振興、交流推進等に関する事業を実施することで、これまでに築かれてきた融和の歴史を保全するとともに、過去と未来の歴史文化を繋ぎ、更なる融和と地域振興を目指す。

(3) 数値目標

令和6年度を基準年度、令和8年度を中間目標、令和10年度を最終目標に設定する。

①事業：アイヌ文化の保存または継承に資する事業

K P I	大学生等と協働による遺跡測量調査での測点数等				
設定値	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
	500点 ／年間	500点 ／年間	500点 ／年間	500点 ／年間	500点 ／年間

②事業：アイヌの伝統等に関する理解の促進に資する事業

K P I	アイヌ文化教室の参加人数				
設定値	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
	延べ35人 ／年間	延べ40人 ／年間	延べ45人 ／年間	延べ50人 ／年間	延べ55人 ／年間

③事業：観光の振興その他の産業の振興に資する事業

K P I	ポー川史跡自然公園の来場者数				
設定値	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
	5,000人 ／年間	5,000人 ／年間	5,000人 ／年間	5,000人 ／年間	5,000人 ／年間

K P I	サーモン科学館の来場者数				
設定値	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
	50,000人 ／年間	50,000人 ／年間	50,000人 ／年間	50,000人 ／年間	50,000人 ／年間

K P I	アイヌ文様ラッピング車両の利用者数				
設定値	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
	運行計画作成	1,500人 ／年間	1,500人 ／年間	1,500人 ／年間	1,500人 ／年間

④事業：地域内及び地域間の交流並びに国際交流の促進に資する事業

K P I	アイヌ生活館の利用者数（標津・伊茶仁・忠類・茶志骨の4地区生活館）				
設定値	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
	1,050人 ／年間	1,050人 ／年間	1,050人 ／年間	1,050人 ／年間	1,050人 ／年間

4 アイヌ施策の推進に必要な事業に関する事項

4-1 アイヌ文化の保存または継承に資する事業

■遺跡群学術調査及び文化財保存活用等検討事業

- ・標津遺跡群の調査を通じてアイヌの歴史遺産の価値を高めるため、測量調査を継続する。
- ・第1期計画の中で定めた方針を基に、標津遺跡群周辺をアイヌが利用した当時の環境に再生し公開活用するため、標津湿原木道を改修する。
- ・広大な標津遺跡群の全体像を誰もが視覚的に把握できるように、窪みで残る竪穴群を含めた周辺地形全体を3次元測量し、地形情報をデジタル化するとともに、その成果をオンライン上で公開する。

4-2 アイヌの伝統等に関する理解の促進に資する事業

■アイヌ文化理解促進関係事業

- ・アイヌ文化の魅力を体験的に伝えるため、町内在住のアイヌ刺繍デザイナーを普及啓発員として委嘱し、アイヌ刺繍の体験教室を行う。
- ・標津町がかつて所蔵していたアイヌ民族資料アットウシの復元に向け、素材の反物を製作する。

4-3 観光の振興その他の産業の振興に資する事業

■アイヌ文化観光ルート及びメニュー構築事業

- ・鮭の聖地プロモーションツール整備事業：鮭の聖地パンフレットの増刷及びプロモーション

ン動画の作成、富裕層向け雑誌「江戸学」に標津遺跡群の特集記事を掲載する。

- ・ 鮭の聖地文化財周遊ルート開発事業：古くからアイヌとサケとの関係が深い標津遺跡群を始めとする鮭の聖地に関連した施設等の周遊ルートを作成する。
- ・ 鮭の聖地文化観光推進観光動向調査：アイヌ文化を中心とする鮭の聖地ストーリーを活用した文化観光を推進するための観光動向調査を実施する。第1期で整備した標津サーモン科学館を起点とした周遊ルートの検証やコロナ禍で把握できなかったインバウンド対応に向けた調査を盛り込み、今後のマーケティングに活用する。
- ・ アイヌ文化観光ガイド人材育成及びプログラム造成事業：アイヌ文化にまつわる観光ガイド人材の育成に向けた研修、ガイドシナリオの作成、モニターツアーの実施を通してガイドプログラムの造成を行う。
- ・ アイヌ文化観光プロモーション推進事業：アイヌ文化にまつわる文化観光の推進に向けたプロモーションツール整備のため、画像及び動画作成のための素材収集、WEB サイトコンテンツの充実化や多言語対応等、WEB 媒体での情報発信の強化を図る。

■アイヌ文様ラッピング車両総合交通事業

- ・ 当地域は交通手段が限定的で脆弱であることから、第1期に整備したアイヌ文様のラッピングを施したマイクロバス及びワゴン車を活用して総合交通事業を運営し、住民生活の利便性向上を図る。
- ・ 総合交通事業は、主に地域住民の足となる町内デマンド運行を町内のバス事業者及びハイヤー事業者へ委託することで、生活交通基盤の確保・強化を図る。
- ・ 車両にラッピングされたアイヌ文様、車内に設置する PR パンフレットなどにより、日頃からアイヌの歴史文化に触れることで理解促進、普及啓発を図る。

4-4 地域内及び地域間の交流並びに国際交流の促進に資する事業

■標津生活館建替え事業

- ・ 地域住民の寄り合いの場として利用されている標津生活館は、昭和60年建設で築38年経過により老朽化が進行している。
- ・ 建替えによる利便性向上及びアイヌ文化教室等による利用促進を図る。

■生活館利用環境改善事業

- ・ 地区生活館への空調設備の整備や屋根修繕を行うことで、利用者の快適性を向上させ、地域のコミュニティ活動の活性化を促進する。

■高齢者（エカシ・フチ）コミュニティ活動支援事業

- ・ 標津アイヌ協会所属の高齢者を対象とした記憶の聞き取りを行うことで、アイヌ高齢者との交流及びグループ聞き取りによる高齢者同士の交流を促進する。
- ・ 聞き取り調査は、経験豊富で標津町とアイヌへの調査実績を有する大学に依頼し、本町のアイヌ文化や歴史などの情報を記録に留め、文化伝承活動の基礎データとして活用する。

5 計画期間

標津町アイヌ施策推進地域計画認定の日から令和11年3月31日まで

6 法第15条第1項の交付金を充てて行う事業の内容、期間及び事業費

(1) 文化振興事業

事業内容：4-1及び4-2と同じ

事業期間：令和6年度～令和11年度（事業スケジュールを添付）

事業費：480,204千円

(2) 地域・産業振興事業

事業内容：4-3と同じ

事業期間：令和6年度～令和11年度（事業スケジュールを添付）

事業費：39,073千円

(3) コミュニティ活動支援事業

事業内容：4-4と同じ

事業期間：令和6年度～令和11年度（事業スケジュールを添付）

事業費：142,127千円

7 アイヌ施策推進地域計画が法第10条第9項各号に掲げる基準に適合すると認められる理由

(1) 「アイヌ施策の意義及び目標」との適合性（第1号基準）

「アイヌ施策の意義及び目標」に適合したアイヌ施策の推進を図るために必要な事業の記載（第2号基準）

- ・4-1に記載する事業は、本町において顕在的に存在する文化財の付加価値化や新たな掘り起こし、アイヌが当時利用していた環境の再生等により、アイヌ文化の歴史的認識の進化並びに保存、継承に寄与するものである。
- ・4-2に記載する事業は、本町におけるアイヌ文化の発信や、アイヌ文化を体験することによる伝統の継承、理解促進を図るものであり、アイヌ文化と現代文化の更なる融和と共生社会の実現に寄与するものである。
- ・4-3に記載する事業は、観光産業の振興によりアイヌの歴史文化への敬意と社会的・経済的地位の向上を図り、アイヌの人々が誇りを持って暮らせる共生社会の実現に寄与するものである。
- ・4-4に記載する事業は、地域住民のコミュニティ活動の場の整備、生活交通等の整備により、アイヌ関連の活動の活性化、共生社会の実現に寄与するものである。

(2) 反社会勢力やその関係者（以下「反社会的勢力等」という）の関与の可能性（第2号基準）

4の事業については、必要な業務を、コンサルティング会社、町内の観光協会や漁業協同組合等の産業団体、民間交通会社への委託を検討しているが、反社会的勢力等の関与はない。

また、想定する検討委員会の委員等にも反社会勢力の関与は認められない。

(3) 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること（第3号基準）

■事業の実施主体の特定

6で記載の事業については、町において妥当性を勘案し事業者選定を行っている。

■事業実施スケジュールの明確性

6で添付の工程表は、想定している関係事業者等から聞き取りを踏まえて作成している。

■地域住民の意見聴取

計画策定に当たり、アイヌの人々等の地域住民から意見を聞いている。

8 目標の達成状況に係る評価に関する事項

(1) 目標の達成状況に係る評価の手法

3に記載するKPIである大学生等と協働による遺跡測量調査での測点数等、アイヌ文化教室の参加人数、ポー川史跡自然公園及びサーモン科学館の来場者数、アイヌ文様ラッピング車両の利用者数、アイヌ生活館の利用者数等について、実績値を公表する。

また、観光協会など外部機関との連携により目標の達成状況等計画の検証を行い、事業の効果的な実施を目指す。

(2) 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

評価種別	時 期	概 要
毎年度評価	毎年10月頃	主として、事業計画の評価点検を行う
中間評価	令和8年10月頃	主として、地域計画の中間評価点検を行う
最終評価	令和11年7月頃	計画期間(R11.3月末)を満了し、当該事業年度に係る出納閉鎖後に計画全体の評価を行う

(3) 目標の達成状況に係る評価結果の公表の手法

目標の達成状況に係る評価結果については、町公式ホームページにて公表する。

9 法第10条第4項に規定する事項を記載する場合には、法第10条第4項に規定する事業の実施により採取する林産物の種類、当該林産物を採取する場所、当該事業の必要性その他の内閣総理大臣が必要と認める事項

※実施予定なし

10 法第10条第5項に規定する事項を記載する場合には、内水面さけ採捕事業を実施する期間、当該内水面さけ採捕事業に使用する漁具その他の内閣総理大臣が必要と認める事項

※実施予定なし